

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正（案）

新	旧
<p>個人情報の保護に関する指針</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、<u>同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）</u>（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）<u>及び</u> <u>同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）</u><u>並びに</u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び同項第14号に掲げる業務をいい、当該業務に付随する業務を含む。）及び委託者非指図型投資信託に係る業務並びに受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。）に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務における</p>	<p>個人情報の保護に関する指針</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）<u>及び</u>同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び同項第14号に掲げる業務をいい、当該業務に付随する業務を含む。）及び委託者非指図型投資信託に係る業務並びに受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。）に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を</p>

新	旧
る個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。	定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。
2 正会員は、個人情報の漏えい、 <u>滅失又は毀損等</u> （以下「 <u>漏えい等</u> 」と いう。）を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。	2 正会員は、個人情報の漏えい、 <u>不正流出等</u> を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。
 (定 義)	 (定 義)
第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 (同 左)
(1) (略)	(1) (同 左)
(1の2) (略)	(1の2) (同 左)
(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。 イ 特定の個人情報を <u>コンピュータ</u> を用いて検索することができる ように体系的に構成したもの ロ (略)	(2) (同 左) イ 特定の個人情報を <u>コンピューター</u> を用いて検索することができ るように体系的に構成したもの ロ (同 左)
(3) ~ (5) (略)	(3) ~ (5) (同 左)
(6) 保有個人データ 正会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。	(6) (同 左)
イ～ニ (略) <u>(削 除)</u>	イ～ニ (同 左) <u>ホ 6か月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるも の</u>
(7) (略)	(7) (同 左)
(8) 機微（センシティブ）情報	(8) 機微（センシティブ）情報

新	旧
<p>金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、<u>学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）</u>、<u>保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者</u>により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。</p> <p>(9) 仮名加工情報</p> <p><u>個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</u></p> <p>(10) 匿名加工情報</p> <p>個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように<u>個人情報を</u>加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。</p> <p>(11) 個人関連情報</p> <p><u>生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</u></p> <p>(12) 個人関連情報データベース</p> <p><u>個人関連情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>イ <u>特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</u></p> <p>ロ <u>イに掲げるもののほか、個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</u></p>	<p>金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、<u>保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げるもの</u>により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(9) 匿名加工情報</p> <p><u>個人情報を</u>個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
(利用目的の特定)	(利用目的の特定)
第3条 (略) 2・3 (略)	第3条 (同 左) 2・3 (同 左)
4 正会員は、利用目的を変更する場合には、 <u>保護法第17条</u> 第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。	4 正会員は、利用目的を変更する場合には、 <u>保護法第15条</u> 第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。
(「同意」の形式)	(「同意」の形式)
第4条 正会員は、次条、 <u>第13条</u> 、 <u>第13条の2</u> 及び <u>第13条の5</u> （正会員が個人関連情報取扱事業者から同条の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。 <u>第15条を除き</u> 、以下同じ。）によることとする。 なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。	第4条 正会員は、次条、 <u>第13条</u> 及び <u>第13条の2</u> に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。 なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。
(利用目的による制限)	(利用目的による制限)
第5条 (略) 2 (略) 3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u>	第5条 (同 左) 2 (同 左) 3 (同 左) (1)～(4) (同 左) <u>(新 設)</u>
(機微（センシティブ）情報の取扱い)	(機微（センシティブ）情報の取扱い)
第6条 正会員は、機微（センシティブ）情報については、次に掲げる場	第6条 (同 左)

新	旧
合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、保護法第18条第3項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合</u> (6)～(9) (略) 2・3 (略)	(1)～(4) (同 左) <u>(新 設)</u>
4 正会員は、機微（センシティブ）情報を第三者提供するに当たっては、 <u>保護法第27条</u> 第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。	(5)～(8) (同 左) 2・3 (同 左) 4 正会員は、機微（センシティブ）情報を第三者提供するに当たっては、 <u>保護法第23条</u> 第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。 <u>(新 設)</u>
<u>(不適正な利用の禁止)</u> <u>第6条の2 正会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</u>	
(適正な個人情報の取得) 第7条 (略)	(適正な個人情報の取得) 第7条 (同 左)
(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) 第8条 (略)	(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等) 第8条 (同 左)
(データ内容の正確性の確保等) 第9条 (略)	(データ内容の正確性の確保等) 第9条 (同 左)
(安全管理措置) 第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏えい <u>等</u> の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データ	(安全管理措置) 第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏えい、 <u>滅失又は毀損</u> の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、

新	旧
<p>の取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的の安全管理措置」、「人的の安全管理措置」、<u>「物理的安全管理措置」</u>、「技術的安全管理措置」<u>及び「外的環境の把握」</u>を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。以下同じ。）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 物理的安全管理措置</p> <p><u>個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 外的環境の把握</p> <p><u>外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握すること</u>をいう。</p> <p>3 正会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程 イ～ホ (略) ヘ 漏えい等事案<u>(漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。)</u>への対応の段階における取扱規程</p> <p>4 正会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、<u>「物理的安全管理措置」</u>及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 物理的安全管理措置</p> <p>イ 個人データの取扱区域等の管理</p>	<p>個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的の安全管理措置」、「人的の安全管理措置」<u>及び「技術的安全管理措置」</u>を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、<u>滅失又は毀損</u>等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。以下同じ。）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (同左) <u>(新設)</u></p> <p>(3) (同左) <u>(新設)</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>(1) (同左) (2) (同左) イ～ホ (同左) ヘ 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程</p> <p>4 正会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (同左) <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>口 機器及び電子媒体等の盜難等の防止 ハ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の 防止 二 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄</p> <p>(4) 技術的安全管理措置</p> <p>イ～ハ (略) ニ 個人データの漏えい等防止策 ホ～ト (略)</p> <p>(役職員の監督)</p> <p>第11条 正会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託先の監督)</p> <p>第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、正会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、</p>	<p>(3) (同 左) イ～ハ (同 左) ニ 個人データの漏えい毀損等防止策 ホ～ト (同 左)</p> <p>(役職員の監督)</p> <p>第11条 正会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(委託先の監督)</p> <p>第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、正会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 (同 左)</p>

新	旧
<p>委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。</p> <p>(1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。</p> <p>なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く<u>方法（テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を利用する方法を含む。以下同じ。）</u>又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。</p> <p>(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等<u>事案</u>が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は隨時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。</p> <p>なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、<u>かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</u></p> <p>(第三者提供の制限)</p>	<p>(1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。</p> <p>なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。</p> <p>(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は隨時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。</p> <p>なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が<u>保護法第20条</u>に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</p> <p>(第三者提供の制限)</p>

新	旧
<p>第13条 正会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする正会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第13条の2から<u>第13条の6</u>を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p> <p>2 正会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>また、正会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>なお、機微（センシティブ）情報や偽りその他不正の手段により取得された個人データをオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データ（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をオプトアウトにより再提供することはできない。</p> <p>(1) 正会員の名称、住所及び代表者の氏名</p>	<p>第13条 正会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする正会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第13条の2から<u>第13条の5</u>を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>2 正会員は、第三者に提供される個人データ（機微（センシティブ）情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>また、正会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>なお、機微（センシティブ）情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
(2)・(3) (略)	(1)・(2) (同左)
<u>(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法</u>	<u>(新設)</u>
(5)～(7) (略)	(3)～(5) (同左)
<u>(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法</u>	<u>(新設)</u>
<u>(9) 当該届出に係る個人データの更新の第三者への提供を開始する予定日</u>	<u>(新設)</u>
3 正会員は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。	3 正会員は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
なお、正会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。	なお、正会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。
4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。	4 (同左)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同左)
(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき	(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
5 (略)	5 (同左)
6 正会員は、第4項第3号に規定する管理責任者の氏名名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該管理責任者を	6 正会員は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければな

新	旧
<p><u>変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u></p> <p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第13条の2 正会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下、この<u>条及び第13条の5第1項第2号</u>において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(<u>以下「相当措置」という。</u>)を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この<u>項から第4項まで及び第13条の5第1項第2号</u>において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、<u>前条</u>の規定は適用しない。</p> <p>2 正会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、<u>あらかじめ、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。</u>ただし、第3号に掲げる情報の提供ができない場合には、<u>その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該外国の名称 (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報 (4) 個人データの提供先の第三者 (5) 提供先の第三者における利用目的 (6) 第三者に提供される個人データの項目 <p>3 前項の規定にかかわらず、正会員は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。</p>	<p>らない。</p> <p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第13条の2 正会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下、この<u>条及び次条において同じ。</u>）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この<u>条において同じ。</u>）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、<u>同条</u>の規定は適用しない。</p>
	<u>(新 設)</u>
	<u>(新 設)</u>

新	旧
<p>らない。ただし、第2号に掲げる情報の提供は、当該情報の提供が可能である場合に限る。</p> <p>(1) 特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）</p> <p>(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報</p> <p>4 正会員は前項に規定する場合において、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できたときには、本人の求めに応じて第2項第1号から3号までに掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨の同意を得る際の書面における記載を通じて本人に認識させるとともに、第23条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、情報提供することにより正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</p> <p>5 正会員は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。）に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。</p> <p>6 正会員は前項の規定により、第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること</p> <p>(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること</p> <p>7 正会員は、第5項の規定により第三者に個人データを提供した場合、本人の求めを受けたときは、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を、第23条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、情報提供することにより当該正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</p> <p>(1) 外国にある第三者が第1項に規定する体制を整備する方法</p> <p>(2) 外国にある第三者が実施する相当措置の概要</p> <p>(3) 外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認について、その方法及び頻度</p> <p>(4) 当該外国の名称</p> <p>(5) 外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</p> <p>(6) 外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</p> <p>(7) 外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の正会員が講ずる措置の概要</p> <p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第13条の3 正会員は、第三者（保護法第16条第2項各号に掲げる者を</p>	<p>(新設)</p> <p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第13条の3 正会員は、第三者（保護法第2条第5項各号に掲げる者を</p> <p>個人情報の保護に関する指針</p>

新	旧
<p>除く。本条から第13条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、<u>保護法第27条</u>第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第13条の4 正会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、<u>保護法第30条</u>第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(個人関連情報の第三者提供の制限)</u></p> <p><u>第13条の5</u> 正会員は、第三者が個人関連情報（第2条11号に掲げる個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) 当該第三者が正会員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意</p>	<p>除く。本条から第13条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、<u>保護法第23条</u>第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第13条の4 正会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、<u>保護法第26条</u>第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<u>が得られていること</u>	
(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること	
2 正会員は個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）には、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。	
(1) 対象となる個人関連情報の項目	
(2) 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的	
3 第13条の2第6項の規定は、第1項の規定により正会員が個人関連情報を提供する場合について準用する。	
4 前条の記録義務の規定は、第1項の規定により正会員が確認する場合について準用する。	
(第三者提供時の記録に係る保存期間)	(第三者提供時の記録に係る保存期間)
第13条の <u>6</u> 第13条の3 <u>第13条の4及び第13条の5</u> に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。	第13条の <u>5</u> 第13条の3 及び第13条の4に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。
(保有個人データに関する事項の公表等)	(保有個人データに関する事項の公表等)
第14条 正会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。	(同 左)
(1) 正会員の名称及び住所並びに代表者の氏名	(1) 正会員の名称
(2) (略)	(2) (同 左)

新	旧
<p>(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（<u>同条第3項において準用する場合を含む。</u>）、第16条第1項若しくは第17条第1項から第3項の規定による請求に応じる手続（第20条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p><u>（4）保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略) 2・3 (略)</p> <p>（開示）</p> <p>第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、<u>電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他正会員が定める方法</u>のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、<u>書面の交付による方法</u>）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部<u>若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。</u>また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。</p> <p>3 前2項の規定は当該本人が識別される個人データに係る第13条の</p>	<p>(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項<u>若しくは第2項</u>の規定による請求に応じる手続（第20条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (同左) 2・3 (同左)</p> <p>（開示）</p> <p>第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、<u>書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法）</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部<u>又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u>また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>3及び第13条の4の規定による第三者提供記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるものを除く。）について準用する</u></p> <p>(訂正等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(利用停止等)</p> <p>第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条<u>若しくは第6条の2</u>の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	
2 (略)	
<p><u>3 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該正会員が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る第22条第1項に規定する漏えい等の事態が生じたという理由その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、</u></p>	
	<p style="text-align: center;">(訂正等)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>(利用停止等)</p> <p>第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 (同 左) <u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるべきは、この限りでない。</u></p> <p>4 正会員は、第1項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第2項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>（理由の説明）</p> <p>第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第2項、前条第3項及び同条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</p> <p>（開示等の請求等に応じる手続）</p> <p>第19条 正会員は、第14条第2項、第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第1項、第17条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）<u>保護法第38条</u>第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p>	<p><u>3 正会員は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</u></p> <p>（理由の説明）</p> <p>第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</p> <p>（開示等の請求等に応じる手続）</p> <p>第19条 正会員は、第14条第2項の規定による求め又は第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。</p> <p>（1）～（3） （同 左）</p> <p>（4）<u>保護法第33条</u>第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p>

新	旧
(5) 開示等の請求等の対象となる保有個人データ <u>又は第三者提供記録</u> の特定に必要な事項	(5) 開示等の請求等の対象となる保有個人データの特定に必要な事項
(6) (略)	(6) (同 左)
2・3 (略)	2・3 (同 左)
(手数料) 第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項 <u>若しくは同条第3項</u> の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。	(手数料) 第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
2 (略)	2 (同 左)
(正会員による苦情の処理) 第21条 (略)	(正会員による苦情の処理) 第21条 (同 左)
(個人情報等の漏えい等事案への対応) 第22条 正会員は、 <u>施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3－5－3</u> に従って、個人情報保護委員会（保護法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、保護法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等）及び本会に報告することとする。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。 <u>また、正会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令諸規則に従って、金融庁及び本会に報告しなければならない。</u>	(個人情報等の漏えい事案等への対応) 第22条 正会員は、 <u>個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案（以下「個人情報等の漏えい事案等」という。）の事故が発生した場合には、金融庁及び本会に直ちに報告することとする。</u> また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。
2 正会員は、次に掲げる事態（前項に規定する事態を除く。）を知った	

新	旧
<p>ときは、同項の規定に準じて、金融庁及び本会に報告することとする。</p> <p>(1) その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>3 正会員は、<u>施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3－5－4に従い、本人への通知等を行わなければならない。</u> <u>また、正会員は、次に掲げる事態（施行規則第7条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u></p> <p>(2) <u>その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u></p> <p>(3) <u>その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態</u></p> <p>4 正会員は、<u>第1項及び第2項に規定する漏えい等事案が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業所内部における報告及び被害の拡大防止</u></p> <p>(2) <u>事実関係の調査及び原因の究明</u></p> <p>(3) <u>影響範囲の特定</u></p> <p>(4) <u>再発防止策の検討及び実施</u> <u>また、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等に</u></p>	<p>2 正会員は、<u>個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u></p> <p>3 正会員は、<u>個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに当該事案等の事実関係等の通知等を行うこととする。</u></p>

新	旧
<p>について、速やかに公表することとする。</p> <p>5 上記以外の事項については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。</p> <p><u>(仮名加工情報についての本指針の適用関係)</u></p> <p>第22条の2 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(2) 仮名加工情報についての第8条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。</p> <p>(3) 正会員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第9条の規定は、適用しない。</p> <p>(4) 正会員は、第13条第1項及び第2項並びに第13条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第13条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第5号から第7号に掲げる場合」と第13条の</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>4 中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第5号から第7号に掲げる場合」とする。</u></p> <p><u>(5) 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第3項、第14条から第20条及び第22条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 正会員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。</u></p> <p><u>(2) 第13条第4項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(3) 第10条から第12条まで、及び第21条の規定は、正会員による仮名加工情報の取扱いについて準用する。</u></p> <p>（個人情報保護宣言の策定）</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保護法第21条</u>における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明</p> <p>(3) <u>保護法第32条</u>における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 個人情報保護宣言は、投資者等、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会行使することができるような表示等により構成するのが望ましい。</u></p>	<p>（個人情報保護宣言の策定）</p> <p>第23条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>保護法第18条</u>における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明</p> <p>(3) <u>保護法第27条</u>における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
(指針の見直し) 第 24 条 (略)	(指針の見直し) 第24条 (同 左)
(本会への報告等) 第 25 条 (略)	(本会への報告等) 第 25 条 (同 左)
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年●月●●日から実施する。</u>	